

大阪市規則第94号

消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

消防協力者等損害補償条例施行規則(昭和62年大阪市規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第4（第5条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第4（第5条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- この規則による改正後の消防協力者等損害補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

[別表第4 別紙1]

介護を要する状態 の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する 状態	1 1の月に介護に要する費用を支出 して介護を受けた日があるとき（次号 に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要す る費用として支出された費 用の額（その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u> ）
	[同左]	[同左]
随時介護を要する 状態	1 1の月に介護に要する費用を支出 して介護を受けた日があるとき（次号 に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要す る費用として支出された費 用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ）
	[同左]	[同左]

[別表第4 別紙2]

介護を要する状態 の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する 状態	1 1の月に介護に要する費用を支出 して介護を受けた日があるとき（次号 に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要す る費用として支出された費 用の額（その額が <u>186,050円</u> を超えるときは、 <u>186,050円</u> ）
	[略]	[略]
随時介護を要する 状態	1 1の月に介護に要する費用を支出 して介護を受けた日があるとき（次号 に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要す る費用として支出された費 用の額（その額が <u>92,980円</u> を超えるときは、 <u>92,980円</u> ）
	[略]	[略]

（令和7年7月31日揭示済）